

# 一般財団法人山口県剣道連盟 倫理規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人山口県剣道連盟（以下「県剣連」という。）の組織運営及び剣道の普及振興等に関わる全ての関係者が、県剣連が果たすべき社会的使命と役割を自覚するとともに、「一般財団法人山口県剣道連盟における倫理に関するガイドライン」（以下「県剣連の倫理ガイドライン」という。）を十分に理解、実践することにより、県剣連の目的、事業執行の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、県剣連に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程の対象となる者は、評議員、役員、顧問等、委員会委員及び職員（以下「役職員」という。）、県剣連会員、加盟団体並びに県剣連の主催する大会・行事等の関係者であり、それぞれの定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第10条に規定する評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 顧問等とは、定款第34条に規定する顧問、相談役、同第35条に規定する審議員をいう。
- (4) 委員会委員とは、定款第37条に規定する専門委員会の委員長及び委員をいう。
- (5) 職員とは、定款第42条に規定する事務局職員をいう。
- (6) 県剣連会員とは、県剣連に登録されている個人会員をいう。
- (7) 加盟団体とは、県剣連の加盟団体として登録されている団体をいう。
- (8) 県剣連の主催する大会・行事等の関係者とは、県剣連が主催する大会、審査会、講習会・研修会等の審判員、審査員、講師及び大会等の運営にかかわる者並びに監督・コーチ、選手、各種行事参加者をいう（以下「大会等関係者」という。）。

## (基本的責務)

第3条 県剣連の役職員、会員、加盟団体及び大会等関係者は、定款第3条に規定する「目的」を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守することはもとより、高邁な倫理観に留意し、社会規範に反することのないよう行動しなければならない。

- 2 県剣連の役職員、会員、加盟団体及び大会等関係者等は、「県剣連の倫理ガイドライン」を十分に理解し、実践しなければならない。

(遵守事項)

第4条 県剣連の役職員、会員、加盟団体及び大会等関係者等は、次の各項に規定する事項について遵守しなければならない。

- (1) 県剣連の定款、「県剣連の倫理ガイドライン」及びその他の規程に違反する行為を行ってはならない。
  - ① 反倫理的行為に起因する事項
  - ② 不適切な経理処理に起因する事項
  - ③ 各種大会における代表競技選手・役員の選考などに関する事項
  - ④ 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項
- (2) 県剣連の名誉を傷つけ又は県剣連の目的に違反する行為を行ってはならない。

(違反による処分等)

第5条 県剣連の役職員・会員及び大会等関係者が、第4条の遵守事項に違反する行為を行った恐れがあるときは、一般財団法人山口県剣道連盟倫理委員会規程に基づき調査を開始し、その結果、当該役職員及び関係者等において本規程に違反する行為があったと認められる場合は、県剣連会長による厳正処分等を行う。ただし、職員の処分は、県剣連就業規則による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、令和元年6月1日から施行する。
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。